

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 高額介護合算療養費および医療費通知 ～

高額介護合算療養費

高額介護合算療養費は、医療保険と介護サービスの両方を利用している世帯の方の自己負担を軽減するための制度です。

■対象世帯

同じ世帯の被保険者が1年間に支払った「医療保険」と「介護サービス」の自己負担額の合計額が、表の基準額（限度額）を超えた場合は、その超えた額が高額介護合算療養費として支給されます。
※「医療保険」または「介護サービス」の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。
※支給額が500円以下の場合は支給されません。

■手続きについて

対象となる方には、申請書類が送付されますので、届きましたら福祉課または各支所で手続きをしてください。

◆自己負担限度額表

【1年分の自己負担額の計算期間：平成30年8月1日～令和元年7月31日】

負担割合	区 分		自己負担額の合計の基準額
3割	現 役 並 み 所 得 者		【課税所得690万円以上】 212万円
			【課税所得380万円以上】 141万円
			【課税所得145万円以上】 67万円
1割	— 般		56万円
	住 民 税 非 課 税 世 帯	区分Ⅱ（※1）	31万円
		区分Ⅰ（※2）	19万円

※1 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下）、または高齢福祉年金を受給している方

医療費通知を送付します

北海道後期高齢者医療広域連合では、被保険者の皆さまの医療費総額などをお知らせする「医療費通知」を対象期間に医療期間などを受診した全ての被保険者のみなさまへ送付します。

発送は、9月下旬と2月下旬の年2回です。

医療費通知って何に使うの？

- 医療費の推移が一目で把握でき、ご自身の健康状態の把握や健康管理に活用できます。
- 健康診査など、皆さまの健康増進に役立つ情報をお知らせします。
- 診療日数などに間違いがないか確認しましょう。
- 医療費控除の申告手続きで、医療費の明細書として使用することができます。（P2参照）
医療費控除の申告については、役場税務課（☎42-2622）へお問い合わせください。

お 問 い 合 わ せ 先

北海道後期高齢者医療広域連合
☎ 011-290-5601

役場 福祉課
☎ 42-2640